

住民監査請求（公園樹・街路樹の安全対策事業に係る監査請求 2）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和 6 年 2 月 20 日に提出された住民監査請求について、令和 6 年 3 月 19 日に請求人に監査結果を通知しました。（却下、監査結果は同年 3 月 18 日決定）

1 請求の要旨

2023 年度の公園樹・街路樹の安全対策事業により撤去対象となっている扇町公園のケヤキについて、市があげる撤去理由はいずれも専門家から否定され、根拠となりえないから、当該ケヤキの撤去工事は不必要であり、そのような工事を行い特定の業界を潤そうとすることは不当である。

したがって、扇町公園のケヤキの撤去工事請負契約の締結、履行及び工事代金の支出は不当であるから、下記の措置を求める。

- ・当該ケヤキの撤去工事の請負契約の履行の差止め及び監査結果が出るまでの執行停止
- ・同工事への工事代金の支出の差止め及び監査結果が出るまでの執行停止

2 判断

本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、長や関係職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

この点、仙台高等裁判所平成 17 年 10 月 12 日判決では、怠る事実の住民監査請求について、狭義の「対象の特定」だけでは足りず、その「怠る事実」に係る違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要がある（「違法事由の特定」、換言すれば、広義の「対象の特定」）と解すべきである旨判示している。

また、最高裁判所平成 4 年 12 月 15 日判決では、住民訴訟において、財務会計上の行為を行う権限を有する職員の財務会計上の行為をとらえて改正前の法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、たとえこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、当該原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当であると判示している。

本件請求において、請求人は、扇町公園のケヤキ（Ｂ１地区・４番）（以下「本件樹木」という。）が伐採予定であることについて、大阪市及び請求人の双方が調査依頼した樹木診断結果等によれば、本件樹木の健全度等に関し伐採が必要とまでは診断されていないにもかかわらず、その対象になったことが不可解であり、本件樹木を撤去する必要はないと主張している。

しかしながら、関係法令の規定や上記判例の考え方からすると、請求人の主張は、あくまで財務会計行為に先行する原因行為である、本件樹木に係る公園管理者としての伐採判断の不当性を主張しているものと解されるが、それを前提としてされた当該撤去工事に係る請負契約の締結、履行及び工事代金の支出である各財務会計行為そのものに対しては、いずれについても財務会計法規上の義務に違反し、又は不当となる事由を個別的、具体的に摘示しているとは認められず、その主張事実を証する事実証明書も添付されていない。

また、請求人は、本件樹木の撤去は不必要であり、大阪市がそのような工事を行うことで、造園業界を潤そうとすることは不当であるとも主張しているが、それらを証する事実証明書も何ら添付されておらず、単に違法、不当の疑いがあるとして、その調査を求めているものと解され、違法、不当な行為を個別的に特定するものではない。

なお、住民監査請求制度は、地方行政一般の適正な運営を確保することを目的としたものではなく、違法、不当な財務会計上の行為の防止や是正等を行うことによって、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものであるため、法第 242 条第 1 項により、その対象を財務会計上の行為等に限定している。

地方公共団体における行政事務の多くは財政支出を伴うものであるが、非財務会計行為である一般行政行為に違法、不当があるとして、これに伴う公金支出もまた違法、不当になるとの主張を認めると、実質的に住民監査請求は広く行政一般を対象とすることになりかねず、対象を財務会計上の行為等に限った法の趣旨を逸脱することになる。

したがって、本件樹木の伐採判断である非財務会計行為が不当であることを理由として、本件撤去工事に係る請負契約の締結や工事代金の支出等を住民監査請求の対象とすることは適当ではない。

以上のとおり、請求人の主張はいずれの点からも財務会計行為の違法、不当事由を摘示しているとは認められず、法第 242 条の要件を満たさないことから、住民監査請求の対象とならないものと判断した。